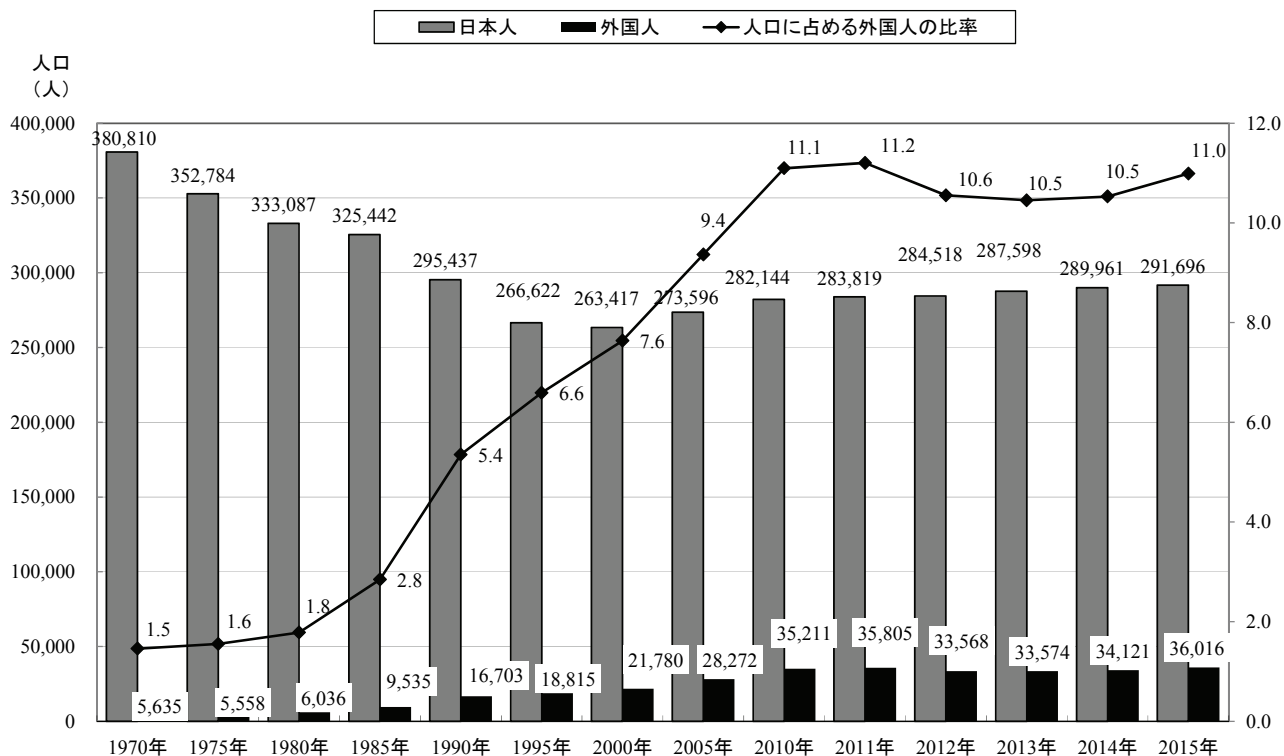


第7部 資料編

第7部 資料編

付1 人口の推移



	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
人口総数	334,977	312,140	285,437	285,197	301,868	317,355	319,624	318,086	321,172	324,082	327,712
日本人	325,442	295,437	266,622	263,417	273,596	282,144	283,819	284,518	287,598	289,961	291,696
外国人	9,535	16,703	18,815	21,780	28,272	35,211	35,805	33,568	33,574	34,121	36,016
韓国又は朝鮮	4,315	7,079	7,550	8,928	11,384	14,332	14,406	12,567	12,255	11,377	10,554
中国	2,730	6,312	6,583	6,764	9,289	11,314	12,206	12,473	12,775	12,713	13,236
ネパール	3	16	24	63	115	819	881	1,022	1,202	1,493	2,284
ミャンマー	※11	85	636	707	831	1,274	1,236	1,153	1,035	1,086	1,244
フランス	222	398	429	661	880	1,128	1,091	906	848	759	730
米国	637	618	612	658	722	905	920	843	834	959	965
フィリピン	197	545	790	702	796	924	821	716	657	654	673
タイ	108	148	289	383	593	716	668	642	676	675	699
ベトナム					84	170	192	222	418	1,539	2,468
その他	1,312	1,502	1,902	2,914	3,578	3,629	3,384	3,024	2,874	2,866	3,163

※1989年以前はビルマ連邦

・1985年から2012年までの外国人人口は外国人登録人口から。日本人人口及び2013年以降の外国人人口は住民基本台帳人口から。

・各年1月1日現在

付2 国籍別一覧

国籍別一覧表

2015年1月1日現在

NO	国名	登録者数	男	女
1	中国	13,236	5,833	7,403
2	韓国又は朝鮮	10,554	5,029	5,525
3	ベトナム	2,468	1,618	850
4	ネパール	2,284	1,597	687
5	ミャンマー	1,244	649	595
6	米国	965	636	329
7	フランス	730	466	264
8	タイ	699	257	442
9	フィリピン	673	161	512
10	英国	331	247	84
11	カナダ	202	149	53
12	インド	199	155	44
13	ロシア	156	37	119
14	インドネシア	154	91	63
15	ドイツ	153	99	54
16	オーストラリア	146	100	46
17	ブラジル	136	80	56
18	バングラデシュ	136	124	12
19	マレーシア	122	59	63
20	モンゴル	104	51	53
21	イタリア	101	61	40
22	スペイン	99	69	30
23	スウェーデン	80	50	30
24	シンガポール	73	33	40
25	サウジアラビア	62	58	4
26	スリランカ	56	41	15
27	トルコ	46	40	6
28	オランダ	39	30	9
29	ニュージーランド	39	30	9
30	カンボジア	36	26	10
31	コロンビア	34	12	22
32	メキシコ	32	20	12
33	ペルー	31	22	9
34	イラン	29	27	2
35	パキスタン	27	24	3
36	スイス	26	18	8
37	ウズベキスタン	26	18	8
38	アルゼンチン	25	11	14
39	ルーマニア	24	5	19
40	ベルギー	20	16	4
41	ナイジェリア	20	20	0
42	ノルウェー	20	17	3
43	アイルランド	18	16	2
44	アラブ首長国連邦	17	15	2
45	フィンランド	17	5	12
46	デンマーク	14	10	4
47	オーストリア	13	11	2
48	ポルトガル	13	7	6
49	ウクライナ	13	4	9
50	ラオス	12	10	2
51	ポーランド	12	9	3
52	チュニジア	12	8	4
53	ガーナ	11	9	2
54	イスラエル	10	6	4
55	エジプト	10	8	2
56	ブルガリア	8	4	4
57	チリ	8	4	4
58	カザフスタン	8	3	5
59	ギリシャ	7	5	2
60	ハンガリー	7	3	4
61	モロッコ	7	7	0
62	南アフリカ共和国	7	5	2
63	アフガニスタン	6	4	2

NO	国名	登録者数	男	女
64	ボリビア	6	2	4
65	クロアチア	6	3	3
66	チェコ	6	4	2
67	セルビア	6	3	3
68	レバノン	5	3	2
69	タンザニア	5	2	3
70	コンゴ民主共和国	4	3	1
71	リトアニア	4	3	1
72	セネガル	4	4	0
73	ウガンダ	4	3	1
74	スロバキア	4	0	4
75	カメルーン	3	0	3
76	ドミニカ共和国	3	2	1
77	エストニア	3	2	1
78	ギニア	3	3	0
79	アイスランド	3	2	1
80	コートジボワール	3	2	1
81	ケニア	3	0	3
82	キルギス	3	1	2
83	リビア	3	3	0
84	ラトビア	3	2	1
85	パラグアイ	3	1	2
86	無国籍	3	1	2
87	キューバ	2	1	1
88	キプロス	2	1	1
89	ホンジュラス	2	1	1
90	ルクセンブルク	2	1	1
91	カタール	2	1	1
92	シリア	2	1	1
93	タジキスタン	2	2	0
94	アルバニア	1	0	1
95	バーレーン	1	0	1
96	ブータン	1	0	1
97	ボツワナ	1	0	1
98	ブルネイ	1	1	0
99	ベラルーシ	1	0	1
100	コスタリカ	1	1	0
101	ベナン	1	1	0
102	エチオピア	1	1	0
103	ガボン	1	1	0
104	グアテマラ	1	1	0
105	イラク	1	1	0
106	マダガスカル	1	0	1
107	モルディブ	1	0	1
108	モーリシャス	1	1	0
109	マーシャル	1	0	1
110	モルドバ	1	1	0
111	ニジェール	1	1	0
112	パプアニューギニア	1	0	1
113	スーダン	1	1	0
114	セントビンセント	1	1	0
115	トーゴ	1	1	0
116	ベネズエラ	1	1	0
117	イエメン	1	1	0
118	アゼルバイジャン	1	0	1
119	スロベニア	1	1	0
120	セルビア・モンテネグロ	1	1	0
121	パレスチナ	1	1	0
122	コソボ	1	1	0
	その他（出生等）	16	5	11
	合計	36,016	18,320	17,696

付3 町丁目別人口

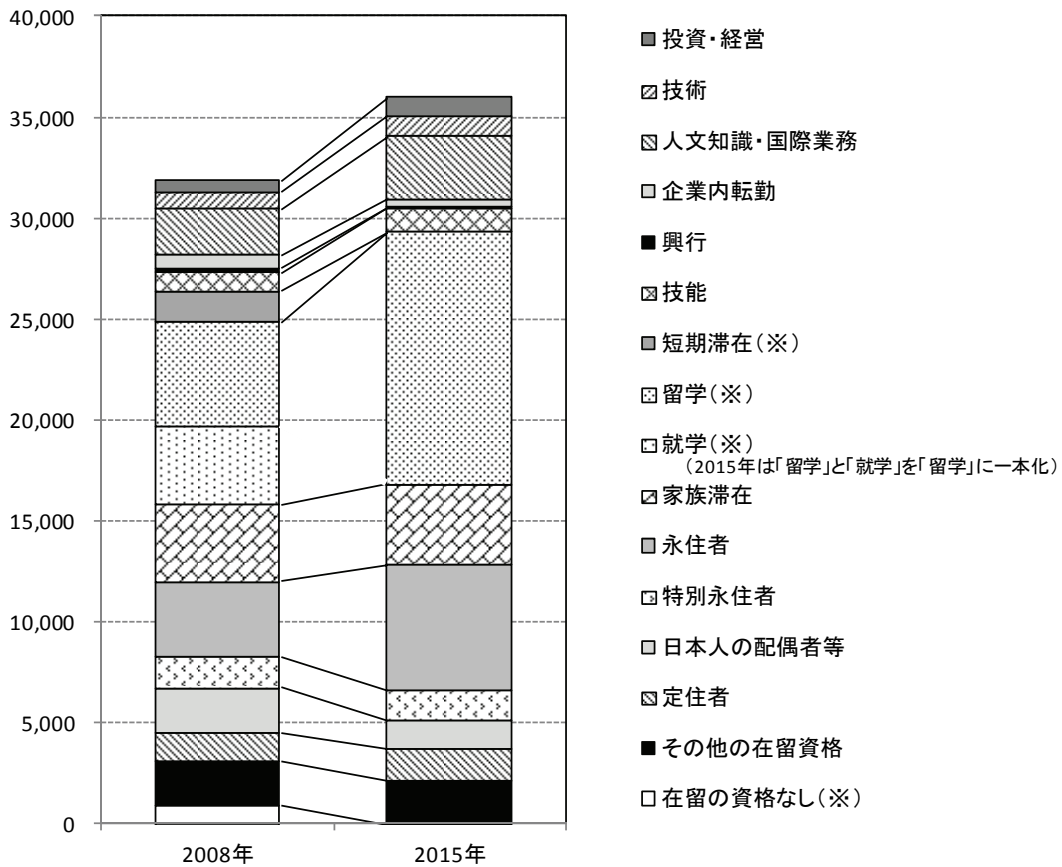
2015年1月1日現在

新宿区 住民基本台帳の町丁目別世帯数及び男女別人口(日本人と外国人の合計)

町丁目	世帯数	男	女	計	町丁目	世帯数	男	女	計	町丁目	世帯数	男	女	計
四谷1丁目	266	235	280	515	細工町	266	221	236	457	戸山1丁目	1,484	1,173	1,245	2,418
四谷2丁目	233	192	201	393	二十騎町	352	310	350	660	戸山2丁目	3,469	2,400	3,600	6,000
四谷3丁目	270	195	227	422	揚場町	44	41	48	89	戸山3丁目	525	462	452	914
四谷4丁目	2,027	1,621	1,582	3,203	津久戸町	68	48	44	92	富久町	2,964	2,474	2,516	4,990
本郷町	248	194	222	416	東五軒町	994	886	991	1,877	百人町1丁目	3,580	2,747	1,828	4,575
三栄町	935	789	878	1,667	西五軒町	853	753	772	1,525	百人町2丁目	3,640	2,745	2,275	5,020
坂町	1,423	1,043	1,146	2,189	赤城元町	234	202	222	424	百人町3丁目	2,580	2,557	2,973	5,530
若葉1丁目	1,322	1,222	1,242	2,464	南禮町	665	617	695	1,312	百人町4丁目	1,602	1,238	1,616	2,854
若葉2丁目	406	334	371	705	袋町	345	275	345	620	大久保1丁目	3,350	2,413	2,040	4,453
若葉3丁目	619	486	540	1,026	私方町	431	422	447	869	大久保2丁目	6,092	4,566	4,272	8,838
須賀町	833	705	712	1,417	南町	353	367	391	758	大久保3丁目	1,672	1,638	1,925	3,563
左門町	932	648	801	1,449	北町	488	422	479	901	戸塚町1丁目	141	102	104	206
信濃町	585	405	546	951	納戸町	511	456	478	934	西早稲田1丁目	195	145	149	344
南元町	1,247	1,069	1,203	2,272	南山伏町	375	335	319	654	西早稲田2丁目	3,627	2,682	2,723	5,405
荒木町	1,499	1,074	1,096	2,170	北山伏町	296	200	247	447	西早稲田3丁目	3,873	3,424	3,258	6,682
舟町	989	666	724	1,390	白銀町	713	591	758	1,349	高田馬場1丁目	2,675	2,104	1,987	4,091
愛住町	820	623	670	1,293	下宮比町	142	96	119	215	高田馬場2丁目	1,273	1,016	876	1,892
大京町	1,915	1,495	1,700	3,195	矢柴町	2,442	2,154	2,397	4,551	高田馬場3丁目	3,911	3,017	2,657	5,674
霞ヶ丘町	150	89	146	235	若宮町	524	473	507	980	高田馬場4丁目	4,018	3,330	3,093	6,423
片町	486	435	491	926	岩戸町	415	287	351	638	下落合1丁目	1,797	1,298	1,155	2,453
内藤町	239	173	182	355	中町	230	232	241	473	下落合2丁目	1,804	1,607	1,677	3,284
新宿1丁目	2,867	2,026	1,927	3,953	笹筒町	438	284	339	623	下落合3丁目	2,433	1,970	2,379	4,349
新宿2丁目	890	691	522	1,213	榎寺町	527	379	423	802	下落合4丁目	2,480	2,090	2,295	4,385
新宿3丁目	112	106	63	169	蛸土人囃町	566	391	533	924	下落合1丁目	2,136	1,677	1,677	3,373
新宿4丁目	244	210	107	317	新小川町	1,779	1,478	1,544	3,022	中落合2丁目	2,686	2,329	2,444	4,773
新宿5丁目	1,902	1,407	1,102	2,509	神楽河岸	0	0	0	0	中落合3丁目	2,226	1,995	2,070	4,065
新宿6丁目	2,787	2,144	1,834	3,978	市谷薬王寺町	1,900	1,489	1,554	3,043	中落合4丁目	1,640	1,533	1,474	3,007
歌舞伎町1丁目	3,917	3,211	3,024	6,235	市谷柳町	848	575	669	1,244	上落合1丁目	3,166	2,635	2,585	5,220
歌舞伎町2丁目	1,949	1,414	949	2,363	市谷仲之町	1,154	1,063	1,159	2,222	上落合2丁目	3,098	2,452	2,322	4,774
市谷本村町	1,670	1,491	910	2,401	赤城下町	779	602	647	1,249	上落合3丁目	3,089	2,321	2,194	4,515
市谷砂土原町1丁目	122	129	149	278	天神町	706	516	575	1,091	西落合1丁目	2,499	2,135	2,117	4,252
市谷砂土原町2丁目	176	237	237	413	榎町	387	298	286	584	西落合2丁目	2,288	2,030	1,975	4,005
市谷砂土原町3丁目	461	518	518	973	東横町	170	131	128	259	西落合3丁目	1,643	1,364	1,553	2,917
市谷左内町	247	229	242	471	早稲田町	638	458	515	973	西落合4丁目	1,334	1,165	1,169	2,334
市谷加賀町1丁目	115	182	193	375	早稲田南町	484	421	435	856	中井1丁目	1,267	993	777	1,770
市谷加賀町2丁目	811	770	857	1,627	馬場下町	305	252	227	479	北新値1丁目	1,546	1,397	1,520	2,917
市谷加賀町3丁目	327	286	335	621	原町1丁目	660	607	625	1,232	北新値2丁目	4,619	3,444	3,114	6,558
市谷船河原町	69	80	95	175	原町2丁目	660	607	625	1,232	北新値3丁目	3,112	2,783	2,416	5,199
市谷鷹匠町	106	50	104	154	喜久井町	1,028	826	893	1,719	北新値4丁目	5,050	3,911	3,500	7,411
市谷山伏町	227	215	237	452	喜久井町	1,055	931	931	1,862	北新値5丁目	4,296	3,313	2,965	6,278
市谷八幡町	60	51	63	114	弁天町	1,784	1,484	1,501	2,985	西新値1丁目	40	29	35	64
神楽坂1丁目	12	14	16	30	早稲田鶴巻町	3,487	2,717	2,711	5,428	西新値2丁目	4	6	4	10
神楽坂2丁目	144	100	133	233	住吉町	1,685	1,262	1,379	2,641	西新値3丁目	1,263	865	890	1,755
神楽坂3丁目	297	221	228	449	市谷台町	793	648	640	1,288	西新値4丁目	4,787	3,669	3,314	6,983
神楽坂4丁目	97	81	93	174	河田町	1,469	1,413	1,480	2,893	西新値5丁目	2,337	1,646	1,482	3,128
神楽坂5丁目	390	322	397	719	若松町	3,169	2,516	2,748	5,264	西新値6丁目	1,747	1,351	992	2,343
神楽坂6丁目	584	413	485	898	余丁町	2,336	1,968	1,998	3,966	西新値7丁目	2,061	1,495	1,463	2,958
										合計	204,483	164,077	163,635	327,712

付4 前回調査時との在留資格別人口比較

各年1月1日現在



(人)

	2008年(外国人登録より)	2015年(住民基本台帳より)
投資・経営	543	935
技術	809	980
人文知識・国際業務	2,305	3,134
企業内転勤	646	421
興行	246	17
技能	906	1,215
短期滞在	1,542	—
留学	5,132	留学(※)
就学	3,849	12,458
家族滞在	3,851	3,979
永住者	3,719	6,260
特別永住者	1,543	1,488
日本人の配偶者等	2,263	1,387
定住者	1,344	1,580
その他の在留資格	2,213	2,162
在留の資格なし	945	—
合計	31,856	36,016

※前回調査時から2015年1月1日までの法改正に伴う在留資格の変更点は次のとおり

- ・「留学」「就学」が「留学」に一本化
- ・「短期滞在」「在留の資格なし」は住民基本台帳法の対象外

付5 在留資格一覽表

在留資格		本邦において行うことができる活動	在留期間
外交		日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外交活動の期間
公用		日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授		本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月
芸術		収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	5年、3年、1年又は3月
宗教		外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年又は3月
報道		外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月
高度 専門職	1号	<p>高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>	5年
	2号	<p>1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動（2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>	無期限

経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	5年、3年、1年、 4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年 又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年 又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	5年、3年、1年 又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年 又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。）	5年、3年、1年 又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年 又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	3年、1年、6月、 3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年 又は3月
技能 実習	イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

技能 実習	2 号	イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	
文化活動		収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	3年、1年、6月 又は3月
短期滞在		本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学		本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修		本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）	1年、6月又は3月
家族滞在		この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動		法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	5年，3年，1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	5年，3年，1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年，3年，1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

付6 新宿区施策一覧

平成27年度 新宿区多文化共生関連施策一覧

	事業名	担当
1	外国語版生活情報紙	多文化共生推進課
2	外国語版広報紙	
3	外国人向け生活情報ホームページ	
4	映像による情報提供	
5	新宿生活スタートブック	
6	日本語教室の運営	
7	夜の子ども日本語教室の運営	
8	多文化共生まちづくり会議の運営	
9	外国人相談窓口	
10	外国人留学生学習奨励基金	
11	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	
12	地域国際交流事業	
13	外国にルーツを持つ子どものサポート	
14	ネットワーク事業の推進	
15	しんじゅく多文化共生プラザの管理運営	
16	友好都市との交流	
17	友好都市等との交流事業 （1）人的交流事業（2）作品交流事業”	新宿未来創造財団
18	外国人のための高校進学ガイダンス	
19	多文化交流事業	
20	日本語ボランティア養成講座	
21	日本語学習支援事業 （1）親子日本語教室（2）子ども支援 夏休み・春休み子ども日本語クラス”	
22	子ども支援ボランティア養成	
23	日本語スピーチコンテスト 「しゃべれおん」	
24	生涯学習・地域人材交流ネットワーク制度の整備 ＊区計画事業	
25	広報紙の発行 Oh!レガス新宿ニュース	
26	国際都市新宿・踊りの祭典	
27	新宿歴史博物館パンフレット	
28	林芙美子記念館パンフレット	
29	佐伯祐三アトリエ記念館パンフレット	
30	中村彝アトリエ記念館パンフレット	
31	グラフ新宿区本編・資料編の改訂	区政情報課
32	外国人向けビデオの貸し出し	広聴担当課
33	区政モニター	
34	区政モニターアンケート	
35	コールセンター	
36	区民意識調査	特命プロジェクト推進課
37	歌舞伎町ルネッサンス外国語版パンフ印刷	
38	新宿クリエイターズ・フェスタ外国語マップ（英語、中国語、韓国語）	

	事業名	担当
39	しんじゅく多文化防災訓練	危機管理課
40	震災啓発ビデオ・DVDの貸出し	
41	基本構想及び総合計画周知用冊子（外国語版）	企画政策課
42	自治基本条例外国人向けハンドブックの印刷	
43	庁舎組織案内図	総務課
44	外国人向け冊子「東京23区の住民税」	税務課
45	新宿「おちあい」歩く 見る 知る（地域の案内冊子）	落合第一特別出張所
46	観光案内標識の設置	文化観光課
47	消費者情報の提供	消費者支援等担当課
48	外国語版介護保険べんり帳	介護保険課
49	外国人向け「生活保護のしおり」	生活福祉課
50	外国人向け保育園のしおり（入園時の諸注意）	保育園子ども園課
51	保育園児等への日本語サポート	
52	子ども園児等への日本語サポート	
53	新年度区立子ども園園児募集案内	
54	母子健康手帳の交付	健康推進課
55	健（検）診受診勧奨リーフレット	
56	外国語版くらしと国保の発行	医療保険年金課
57	外国人留学生向け窓口の設置	医療保険年金課
58	HIV相談（外国人電話相談）	保健予防課
59	結核健康診断	
60	乳幼児健康診査未来所者案内通知	牛込保健センター
61	乳幼児健康診査における通訳者の配置	東新宿保健センター
62	乳幼児健康診査の案内通知	
63	子育て地域医療ハンドブック（外国語版）の発行	
64	人と猫との調和のとれたまちづくり	
65	狂犬病予防対策等	衛生課
66	ペット防災対策事業	
67	新宿WEバスルートマップ	交通対策課
68	自転車等利用環境の整備促進	
69	講座「資源・ごみの分別とリサイクル」	新宿リサイクル活動センター 西早稲田リサイクル活動センター
70	路上喫煙禁止周知用 ポスター・ステッカー・ティッシュ・ビデオ・DVD	ごみ減量リサイクル課
71	ポイ捨て禁止周知用ポスター	
72	路上喫煙禁止条例周知ポスター	
73	静穏注意喚起ポスター	環境対策課
74	外国人向け周知チラシ「資源・ごみの分け方・出し方」	新宿清掃事務所
75	外国人向け周知冊子「資源・ごみの正しい分け方・出し方」	
76	外国人向け周知チラシ「使用済小型電子機器等の窓口回収」	
77	日本語担当教員配置	教育指導課
78	日本語学習支援	教育支援課
79	日本語サポート指導	
80	日本語サポート指導（手引き作成）	
81	翌年度の新1年生向け「小・中学校への入学案内」	学校運営課
82	新年度区立幼稚園園児募集案内	
83	私立幼稚園等保護者補助金案内	
84	日本語学級設置	学校運営課学校運営支援係 大久保小学校 新宿中学校
85	外国人向け新宿区立図書館案内	中央図書館
86	外国語でのお話会	

付7 外国人住民用 ご協力をお願い

新宿区多文化共生実態調査

様々な国籍の人にとって、新宿区をもっと住みやすいまちにするために、あなたの意見を聴かせてください！

日頃から、新宿区政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新宿区には約37,000人の外国人が生活しています。区では、様々な国籍・民族の人々が互いの文化の違いを認め、理解し、共に生きていく『多文化共生のまちづくり』を推進しています。

このアンケートは、様々な国籍の人々が同じ地域で生活することの現状を調査し、これからの新宿区の行政サービスを良くするためのものです。調査の対象として、新宿区に住んでいる外国籍の方の中から5,000人を無作為で選びました。回答は全て統計的な数値として処理しますので、個人を特定したり、プライバシーに関する内容が公表されることはありません。在留資格などの個人に関する質問は、区のサービスがより多くの人に届くよう分析するためのものです。住民登録事務や出入国管理とは一切関係ありません。

また、本調査は2015年7月15日時点の国籍に基づいた調査のため、特別永住者や日本国籍から外国籍に変更した方にはあてはまらない質問もありますが、回答できる範囲でご協力いただきますようお願い申し上げます。

2015年7月

新宿区長 吉住 健一

○調査票は「日本語」「その他の言語」の2種類が入っています。どちらか片方だけを選んでお答えください。(両方に答える必要はありません。)

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

2015年8月26日(水)までにポストに入れて下さい。切手は不要です。

調査票にはお名前など個人の特定につながる情報は書かないでください。



【お問い合わせ先】

新宿区役所

新宿区歌舞伎町 1-4-1

新宿区 地域文化部 多文化共生推進課 電話 03-5273-3504(直通)

対象者の国籍に合わせて「韓国語・朝鮮語」「中国語」「フランス語」「タイ語」「ネパール語」「ミャンマー語」「ベトナム語」「英語」のご記入にあたってのお願い文を記載

付8 外国人住民用 調査票

がいこくじんじゅうみんよう
(外国人住民用)

新宿区多文化共生実態調査

一回答方法

- アンケートには、必ず封筒のあて名の方が回答してください。
- 同封のボールペンを使って記入してください。
- 回答は次のとおり行って下さい。
 - 回答は、自分があてはまると思う番号を○で囲んでください。
 - 回答の○の数は、質問によって「○は1つだけ」「○はいくつでも」に分かれているので注意してください。
 - 自分の答えが選択肢の中になくは、**「その他()」**に○をつけ、()の中に内容をわかりやすく書いてください。
 - 回答できない質問や、回答したくない質問については○をつけず、次の質問に進んでください。

1 あなたご自身について

問1 あなたの性別は次のどちらですか。(○は1つだけ。性別の回答は任意です。)

- | | |
|------|------|
| 1 男性 | 2 女性 |
|------|------|

問2 あなたの年齢は次のどれですか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------|----------|
| 1 20～29歳 | 4 50～59歳 |
| 2 30～39歳 | 5 60～69歳 |
| 3 40～49歳 | 6 70歳以上 |

問3 あなたの国籍は次のどれですか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---------|------------|-------------|
| 1 中国 | 5 ミャンマー | 9 フィリピン |
| 2 韓国・朝鮮 | 6 米国(アメリカ) | 10 英国(イギリス) |
| 3 ベトナム | 7 フランス | 11 その他() |
| 4 ネパール | 8 タイ | 12 無国籍 |

問4 あなたはどのくらい日本に住んでいますか。日本に何度も来ている場合は、あわせた期間をお答えください。(○は1つだけ)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 6カ月未満 | 5 5年以上～10年未満 |
| 2 6カ月以上～1年未満 | 6 10年以上～20年未満 |
| 3 1年以上～3年未満 | 7 20年以上～50年未満 |
| 4 3年以上～5年未満 | 8 50年以上 |

問5 あなたが日本に来た目的は何ですか。(〇はいくつでも)

- | | | |
|----------------|--------------|-----------------|
| 1 勉強のため | 4 結婚のため | 7 自分または家族の転勤のため |
| 2 職業技術を身につけるため | 5 政治的自由のため | 8 その他() |
| 3 お金を得るため | 6 日本の国にあこがれて | 9 日本で生まれた |

問6 あなたの在留資格は何ですか。(〇は1つだけ)

- | | | |
|----------------|-----------------|-------------|
| 1 教授 | 9 教育 | 18 家族滞在 |
| 2 芸術 | 10 技術・人文知識・国際業務 | 19 特定活動 |
| 3 宗教 | 11 企業内転勤 | 20 高度専門職 |
| 4 報道 | 12 興行 | 21 永住者 |
| 5 経営・管理(投資・経営) | 13 技能 | 22 日本人の配偶者等 |
| 6 法律・会計業務 | 14 技能実習 | 23 永住者の配偶者等 |
| 7 医療 | 15 文化活動 | 24 定住者 |
| 8 研究 | 16 留学 | 25 特別永住者 |
| | 17 研修 | |

問7 あなたの仕事またはアルバイトの種類は何ですか。(〇は1つだけ。2つ以上の仕事をしている方は主な仕事を選んでください。)

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1 経営者(飲食店) | 12 清掃・建設・土木作業員 |
| 2 経営者(物品販売) | 13 工場の労働者 |
| 3 経営者(その他) | 14 運転手・配達員 |
| 4 事務職・営業職 | 15 飲食店での調理 |
| 5 教授・教師・研究員 | 16 ウェイター・ウェイトレス |
| 6 官公庁(公務サービス) | 17 その他接客業 |
| 7 医療・福祉の専門職 | 18 ダンサー・音楽家 |
| 8 技術者・エンジニア | 19 メイド・ベビーシッター |
| 9 編集者・記者・カメラマン | 20 その他() |
| 10 翻訳・通訳 | 21 専業主婦(夫) |
| 11 販売員・店員 | 22 仕事・アルバイトをしていない(問8へ) |

(問7で、「1」～「20」のいずれかを答えた方に)

問7-1 あなたの仕事の立場は何ですか。次の中から選んでください。(〇は1つだけ)

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 自営業・経営者 | 6 パート・アルバイト(学生) |
| 2 会社役員 | 7 パート・アルバイト(学生以外) |
| 3 正社員(管理職) | 8 技能実習生・研修生 |
| 4 正社員(一般) | 9 その他() |
| 5 派遣・契約社員 | 10 わからない |

問8 あなたが現在一緒に住んでいる人は誰ですか。(○はいくつでも)

1 配偶者またはパートナー	3 自分または配偶者の親	6 その他()
2 子ども	4 その他の親類	7 いない
→ (問8-1へ)	5 友人・知人	

(問8で、「2 子ども」と答えた方に)

問8-1 あなたのお子さんについて教えてください。()の中に人数を記入してください。

子どもの人数	: () 人		
子どもの年齢	: 6歳未満()人	6歳～12歳()人	13歳～15歳()人
	16歳～18歳()人	19歳以上()人	

2 日本での暮らし

問9 これからどのくらいの期間、新宿区に住み続けたいですか。(○は1つだけ)

1 ずっと住み続けたい	4 すぐにでも引っ越したい
2 当分の間は住み続けたい	5 帰国の予定がある
3 いずれ引っ越したい	6 まだ決まっていない

問10 あなたやあなたの家族が、日本の生活で困っていることや不満なことは何ですか。

(○はいくつでも)

1 ことば	10 近所づきあい
2 情報	11 友人が少ない
3 住居	12 日本人とのトラブル
4 病院・医療	13 日本人からの偏見・差別
5 年金	14 日本人が閉鎖的である
6 出産・育児	15 生活費など金銭的な問題
7 子どもの教育	16 その他()
8 仕事	17 特にない
9 災害時・緊急時の対応	

問11 あなたは近くに住む日本人とつき合いがありますか。(○は1つだけ)

1 ある	→ (問11-1へ)	2 ない	→ (問11-2へ)
------	------------	------	------------

(問11で、「1 ある」と答えた方に)

問11-1 それはどのようなつき合いですか。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 あいさつをする程度 | 4 友人としてつき合っている |
| 2 日常生活のことを話している | 5 家族と同じように親しくつき合っている |
| 3 何か困った時に助け合っている | 6 その他 () |

(問11で、「2 ない」と答えた方に)

問11-2 日本人とつき合いないのはなぜですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 時間がないから | 5 話しかけるきっかけがないから |
| 2 日本語を話せないから | 6 つき合う場がないから |
| 3 長く日本に住むつもりがないから | 7 必要だと思わないから |
| 4 日本人とつき合うのが苦手だから | 8 その他 () |

問12 あなたは、日常生活のことで困った時は誰に相談しますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 知人・友人 (同国人) | 8 幼稚園・保育園・子ども園・学校の先生 |
| 2 知人・友人 (日本人) | 9 東京都や新宿区の外国人相談窓口 |
| 3 家族・親戚 | 10 民生委員・児童委員・社会福祉協議会 |
| 4 職場の同僚 | 11 近くに住んでいる人 |
| 5 民族団体・同国人の組織 | 12 その他 () |
| 6 教会・寺院 | 13 誰にも相談しない |
| 7 ボランティア団体 | 14 相談する相手がない |

問13 あなたには、外国人同士で相談したり、情報交換などができる仲間やグループがありますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|------|------------|------|
| 1 ある | ▶ (問13-1へ) | 2 ない |
|------|------------|------|

(問13で、「1 ある」と答えた方に)

問13-1 その仲間やグループはどのような方たちですか。区では、外国人のグループを通じて、生活の役に立つ情報を伝えたり、ご意見を聴きたいと考えています。お答えできる範囲でかまいませんので、自由に記入してください。

3 日常生活でのトラブル

問14 あなたは今までに、近くに住む日本人と次のようなトラブルの経験がありますか。

(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 ごみの出し方のルールのこと | 7 店舗や宿泊施設の営業のこと |
| 2 部屋からの声・物音のこと | 8 部屋の使い方のこと |
| 3 ペットのすること | 9 知らないトラブルの責任を、押し付けられた |
| 4 食べ物のこと | 10 ことばの行き違い |
| 5 駐車・駐輪のこと | 11 その他 () |
| 6 建物の増築・改築のこと | 12 特にない |

問15 あなたは、ふだんの生活の中で、日本人から外国人に対する偏見や差別を感じたことがありますか。(○は1つだけ)

- | | | |
|---------|----------|----------------------|
| 1 全くない | 3 ときどきある | -----▶ (問15-1、15-2へ) |
| 2 あまりない | 4 よくある | |
| | 5 わからない | |

(問15で、「3」か「4」と答えた方に)

問15-1 偏見・差別をどのような場合に感じましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 公的機関などの手続きのとき | 7 社会保障制度のこと |
| 2 日本人の友人とのつき合いのとき | 8 電車・バス等に乗っているとき |
| 3 近所の人とのつき合いのとき | 9 出産・育児の場面 |
| 4 家を探すとき | 10 学校などの教育の場 |
| 5 自分や家族が結婚するとき | 11 仕事するとき |
| 6 法制度のこと | 12 その他 () |

(問15で、「3」か「4」と答えた方に)

問15-2 偏見・差別をなくすためには、何が必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 日本人と外国人が交流する | 4 互いの生活習慣の違いを認め合う |
| 2 お互いを認め合う教育を進める | 5 その他 () |
| 3 お互いの文化を知る | 6 わからない |

4 ことば (日本語学習)

問16 あなたは日本語に関して困ることがありますか。(○は1つだけ)

1 ある	▶ (問16-1へ)	2 ない
------	------------	------

(問16で、「1 ある」と答えた方に)

問16-1 それはどんなことですか。(○はいくつでも)

1 ひらがな・カタカナを読むこと	5 日本語のテレビやラジオのニュースを見ること・聞くこと
2 ひらがな・カタカナを書くこと	6 日本語の新聞やお知らせを読むこと
3 簡単な漢字の読み書き	7 役所や病院での説明を理解すること
4 日常会話	8 その他 ()

問17 あなたは、今後、日本語を学びたいと思いますか。日本語に関して困ることがある方もない方もお答えください。(○は1つだけ)

1 現在学んでいる	▶ (問17-1へ)	3 学びたいとは思わない	▶ (問17-2へ)
2 学びたい			

(問17で、「1」か「2」と答えた方に)

問17-1 どのような方法で学んでいますか。また、どのような方法で学びたいですか。

(○はいくつでも)

1 テレビ・ラジオの語学講座、通信教育、	6 家庭教師に習う
テレビ・新聞などを利用	7 家族に教えてもらう
2 インターネットを利用	8 友人に教えてもらう
3 ボランティアなどによる日本語教室	9 職場で同僚に教えてもらう
4 日本語学校	10 その他 ()
5 大学などの講座やコース	

(問17で、「3 学びたいとは思わない」と答えた方に)

問17-2 日本語を学びたくない理由を教えてください。自由に記入してください。

5 災害時・緊急時の対応

問18 地震などの災害が起きた時のために、どのような準備をしていますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1 家族と無事を確かめ合う方法を話し合っている | 6 家具が倒れないように固定する器具を取り付けている |
| 2 自宅や職場から避難する場所を確認している | 7 地域の防災訓練や防災に関する講座に参加している |
| 3 食べ物や飲み水を備えている | 8 その他() |
| 4 非常持ち出し袋を用意している | 9 特に何もしていない → (問18-1へ) |
| 5 地震や防災に関するパンフレットをみている | |

(問18で、「9 特に何もしていない」と答えた方に)

問18-1 何もしていないのはなぜですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1 考えたことがなかったから | 4 防災訓練や講座の情報が入らないから |
| 2 何を準備すればいいかわからないから | 5 何も起こらないと思うから |
| 3 準備する時間やお金がないから | 6 その他() |

問19 地震などの災害が起きたときには、地域住民が協力して対応する必要があります。区内には住んでいる地域ごとに町会・自治会があり、災害が起きたときには避難誘導や避難所の設置などを行うほか、日頃は災害時に備えた防災訓練を実施しています。こうした防災訓練が実施されていることを知っていますか。また参加したことがありますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 参加したことがある | 3 知らないし、参加したことはない |
| 2 知っているが、参加したことはない | 4 その他() |

問20 あなたは、新宿区にどのような災害対策をしてほしいですか。(〇はいくつでも)

- | |
|----------------------------------|
| 1 避難場所の掲示等を多言語にする |
| 2 外国語の緊急対応パンフレットを配る |
| 3 緊急時に多言語の放送や誘導を行う |
| 4 SNS(ツイッター・フェイスブック)などで情報を早く発信する |
| 5 多言語の相談を行う |
| 6 地域の防災訓練に誰もが参加しやすいようにする |
| 7 地域の人同士が連絡・協力しやすいようにする |
| 8 外国人同士が連絡・協力しやすいようにする |
| 9 その他() |
| 10 特にない |

6 必要な情報・サービスについて

問21 新宿区では外国人向けの情報を多言語(ルビ付き日本語・英語・中国語・韓国語)で提供しています。次の中で知っているものをお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1 外国語広報紙「しんじゅくニュース」 | 4 外国人向け生活情報ホームページ |
| 2 新宿生活スタートブック | 5 その他() |
| 3 外国語生活情報紙 | 6 特にない |

問22 新宿区で生活していく上で、どんな情報をもっと知りたいですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 ごみの出し方やリサイクル方法 | 7 出産・育児 |
| 2 防災や地震 | 8 子どもの教育 |
| 3 高齢者への支援 | 9 住まい |
| 4 医療や健康保険 | 10 お祭り・スポーツなどのイベント |
| 5 町会・自治会など地域活動 | 11 その他() |
| 6 税金・年金 | 12 特にない |

問23 必要な情報を手に入れるために、新宿区にどんなことをしてほしいですか。

(〇はいくつでも)

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| 1 いろいろな情報を1つの場所で配布する | 5 ホームページの情報を増やす |
| 2 外国語による新宿区の情報(広報紙、パンフレット、資料等)を増やす | 6 SNS(ツイッター・フェイスブック)やメールによる発信を増やす |
| 3 英語・中国語・韓国語以外の言語でも情報を伝える | 7 その他() |
| 4 標識や案内を日本語と外国語で書く | 8 特にない |

7 多文化共生のまちづくり

新宿区では、様々な国籍・民族の人々が、互いの文化の違いを認め、理解し、地域で共に生きていく「多文化共生のまちづくり」を推進しています。

問24 新宿区では、日本人と外国人の交流施設「しんじゅく多文化共生プラザ」を設置して、日本語学習、資料・情報の提供、交流会や講座等を行っています。あなたは、この施設を知っていますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 知っていたし利用したこともある | 3 はじめて知った |
| 2 知っていたが利用したことはない | |

問25 新宿区では「多文化共生のまちづくり」を進めるために、皆さんに能力や経験を生かして地域で活躍してほしいと考えています。そこで、あなた、地域の中でどのような活動をしてみたいと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 あいさつするなど声をかけ合う
- 2 気軽に話をする
- 3 生活習慣やルールを相談し合う
- 4 地域の日本人との話し合いを行う
- 5 地域の日本人との交流や、イベントを企画する
- 6 町会の避難訓練や清掃など、地域活動に参加する
- 7 自分たちの国の文化・ことば・料理などを紹介する
- 8 PTAや父母会の活動を日本人と一緒にを行う
- 9 翻訳・通訳などのボランティア活動
- 10 日本の生活に慣れていない外国人支援の活動(NGO/NPOを含む)への参加・協力
- 11 その他()
- 12 したくない

問26 「多文化共生のまちづくり」を進めるために、今後の区の対応として、どのようなことを進めるべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 日本人との交流会やイベント
- 2 日本の文化や生活情報を多言語で知らせる
- 3 外国の文化や生活情報を紹介する
- 4 多言語での生活相談
- 5 日本語教室
- 6 外国人と日本人が意見を交換する
- 7 外国人と日本人による協働を増やす
- 8 NPOやボランティアの育成と支援
- 9 外国人への偏見・差別をなくすための努力
- 10 子どもや留学生への支援
- 11 外国人も意見や提案をしやすくする
- 12 その他()
- 13 特にない

問27 これから新宿区がどのようなまちになって欲しいですか。(〇はいくつでも)

- 1 観光客が多く訪れるにぎわいのあるまち
- 2 日本文化と外国文化が融合し、新たな魅力を発信するまち
- 3 日本人も外国人も共に認め合い、協力し合う暮らしやすいまち
- 4 その他 ()
- 5 特にない

新宿区をもっと住みやすいまちにするために、あなたのご意見を、自由に書いてください。

ご協力、どうもありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、恐縮ですが、お早めに(8月26日(水)までに)同封の返信用封筒でご返送ください。(切手は不要です)

新宿区多文化共生実態調査

様々な国籍の人にとって、新宿区をもっと住みやすいまちにするために、あなたの声を聴かせてください！

日頃から、新宿区政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

新宿区には約37,000人の外国人が生活しています。区では、様々な国籍・民族の人々が互いの文化の違いを認め、理解し、共に生きていく『多文化共生のまちづくり』を推進しています。

このアンケート調査は、様々な国籍の人々が同じ地域で生活することについて現状を把握し、これからの新宿区の行政サービスに役立てるためのものです。

調査の対象として、新宿区にお住まいの日本国籍の方の中から2,000人を無作為で選ばせていただきました。本調査は平成27年7月15日時点での国籍に基づいた調査のため、外国籍から日本国籍に変更した方等には該当しない質問項目もありますが、回答可能な範囲でご協力くださいますようお願い申し上げます。

お答えいただいた内容は、全て統計的な数値として処理しますので、個人を特定したり、プライバシーに関する内容が公表されることは一切ございません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成27年7月

新宿区長 吉住 健一

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、

平成27年8月26日(水)までにご投函ください。切手は不要です。

調査票にはお名前など個人の特定につながる情報は記入しないでください。

【お問い合わせ先】

新宿区役所

新宿区歌舞伎町1-4-1



新宿区 地域文化部 多文化共生推進課 電話 03 - 5273 - 3504 (直通)

付10 日本人住民用 調査票

(日本人住民用)

新宿区多文化共生実態調査

—回答方法—

- 1 回答は必ず封筒のあて名のご本人が記入して下さい。
- 2 回答は同封のボールペンを使用して下さい。
- 3 回答は次のとおり行って下さい。
 - 回答は、選択肢の中から選んで、番号に○をつけて下さい。
 - 回答の○の数は「○は1つだけ」「○はいくつでも」と指定していますので合わせて下さい。
 - 自分の答えが選択肢の中にある場合は、「その他()」に○をつけ、()の中に内容を具体的に記入して下さい。
 - 回答できない質問や、回答したくない質問については○をつけず、次の質問に進んでください。

1 あなたご自身について

問1 あなたの性別は次のどちらですか。(○は1つだけ。性別の回答は任意です。)

1 男性

2 女性

問2 あなたの年齢は次のどれですか。(○は1つだけ)

1 20～29歳

3 40～49歳

5 60～69歳

2 30～39歳

4 50～59歳

6 70歳以上

問3 あなたは新宿区に住んで何年になりますか。(○は1つだけ)

1 6ヵ月未満

5 5年以上～10年未満

2 6ヵ月以上～1年未満

6 10年以上～20年未満

3 1年以上～3年未満

7 20年以上～50年未満

4 3年以上～5年未満

8 50年以上

問4 あなたが現在一緒に住んでいる人はどなたですか。(○はいくつでも)

1 配偶者又はパートナー

3 自分又は配偶者の親

6 その他()

2 子ども

4 その他の親類

7 いない

→ (問4-1へ)

5 友人・知人

(問4で、「2 子ども」とお答えの方に)

問4-1 あなたのお子さんについて教えてください。()の中に人数を記入して下さい。

子どもの人数:()人
子どもの年齢: 6歳未満()人 6歳~12歳()人 13歳~15歳()人
16歳~18歳()人 19歳以上()人

問5 あなたの親類(配偶者・親等)に、外国籍の方や外国にルーツを持つ方はいますか。(〇は1つだけ)

1 いる(続柄:)	2 いない
------------	-------

問6 あなたはこれまで海外での生活経験(3ヵ月以上)がありますか。(〇は1つだけ)

1 ある	2 ない
------	------

2 暮らしの実感

問7 この先どれぐらいの期間、新宿区に住み続けたいですか。(〇は1つだけ)

1 ずっと住み続けたい	4 すぐにでも引っ越したい
2 当分の間は住み続けたい	5 引っ越しの予定がある
3 いずれ引っ越したい	6 わからない

問8 現在の新宿区の人口は約33万人です。そのうち約3万7千人が外国人です。あなたの身近には、外国人が多いと感じますか。(〇は1つだけ)

1 多いと感じる	3 それほど多いとは感じない
2 ある程度は多いと感じる	4 少ないと感じる
	5 わからない

-----> (問8-1へ)

(問8で、「1」か「2」とお答えの方に)

問8-1 それはどんな時ですか。(〇はいくつでも)

1 通りで外国人をよく見る	6 外国人が経営する店や会社が増えた
2 近所に外国人が住んでいる	7 外国語の看板が多い
3 お店で働く外国人が多い	8 外国語の印刷物が多い
4 留学生が多い	9 その他()
5 外国人の友人・知人が増えた	

問9 あなたは、近所に外国人が住むことについてどう思いますか。(○は1つだけ)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 好ましい | 4 どちらかといえば好ましくない |
| 2 どちらかといえば好ましい | 5 好ましくない |
| 3 どちらともいえない | |

問10 近所に様々な国籍の外国人が住むことについて、どのようなことを感じますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 外国の食べ物を食べる機会が増える | 7 日本語が通じない人が増える |
| 2 外国人・外国語に慣れる | 8 生活習慣の違いにより、ごみの出し方が悪くならないか心配 |
| 3 外国の文化にふれる機会が増える | 9 生活習慣の違いにより、部屋から大きな声や物音がしないか心配 |
| 4 外国人の知人・友人ができる | 10 その他 () |
| 5 外国のことに興味を持つようになる | 11 特にな |
| 6 まちに活気がでる | |

問11 あなたは、あなたのまわりにいる外国人にとって、生活で困っていること、不満なことは何だと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 日本語が不自由 | 9 災害時・緊急時の対応 |
| 2 情報が少ない | 10 近所づきあい |
| 3 住居 | 11 友人が少ない |
| 4 病院・医療 | 12 近所の人との間のトラブル |
| 5 年金 | 13 偏見・差別 |
| 6 出産・育児 | 14 日本人が閉鎖的だと感じる |
| 7 子どもの教育 | 15 生活費など金銭的な問題 |
| 8 仕事 | 16 その他 () |
| | 17 特にな |

3 日常生活

問12 あなたは現在、近所の外国人とどんなつき合いがありますか。また、今後どのように接していきたいですか。(○はそれぞれ1つ)

現在	
1 全くつき合いがない	5 友人として付き合っている
2 あいさつをする程度	6 家族同様に親しく付き合っている
3 日常生活のことを話している	7 その他 ()
4 何か困った時に助け合っている	8 近所にいない

今後	
1 全くつき合わない	5 友人として付き合う
2 あいさつをする程度	6 家族同様に親しくつき合う
3 日常生活のことを話す	7 その他 ()
4 何か困った時に助け合う	8 わからない

問13 あなた自身が、同じ地域で外国人と生活していく上で大切なことは何だと思えますか。(○はいくつでも)

1 ことば	5 人柄を知る
2 生活習慣の相互理解	6 先入観を持たない
3 価値観の違いを知る	7 その他 ()
4 文化の違いを知る	8 特にない

問14 あなたは今までに、外国人と関連して、近所で次のようなトラブルの経験がありますか。(○はいくつでも)

1 ごみの出し方のルールのこと	7 店舗や宿泊施設の営業のこと
2 部屋からの声・物音のこと	8 部屋の使い方のこと
3 ペットのこと	9 知らないトラブルの責任を押し付けられた
4 食べ物のこと	10 ことばの行き違い
5 駐車・駐輪のこと	11 その他 ()
6 建物の増築・改築のこと	12 特にない

4 偏見・差別

問15 あなたは、日本人から外国人に対する偏見や差別があると思えますか。

(○は1つだけ)

1 全くないと思う	3 ときどきあると思う	→(問 15-1、 15-2 へ)
2 あまりないと思う	4 よくあると思う	
	5 わからない	

(問15で、「3」か「4」とお答えの方に)

問15-1 偏見・差別はどのような場合にあると思いますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 公的機関などの手続きのとき | 7 社会保障制度のこと |
| 2 日本人の友人との付き合いのとき | 8 電車・バス等に乗っているとき |
| 3 近所の人との付き合いのとき | 9 出産・育児の場面 |
| 4 住まいを探すとき | 10 学校など教育の場 |
| 5 自分や家族が結婚するとき | 11 仕事するとき |
| 6 法制度のこと | 12 その他 () |

(問15で、「3」か「4」とお答えの方に)

問15-2 偏見・差別をなくすためには、何が重要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 日本人と外国人が交流する | 4 お互いの生活習慣の違いを認め合う |
| 2 お互いを認め合う教育を進める | 5 その他 () |
| 3 お互いの文化を知る | 6 わからない |

5 災害時・緊急時の協力

問16 地震などの災害が起こった時には、外国人を含めて、地域住民で協力し合って対応することが求められます。あなたは、新宿区にどのような対策を望みますか。

(〇はいくつでも)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 避難場所の掲示等に外国語を併記する |
| 2 外国語の緊急対応パンフレットを配る |
| 3 緊急時に外国語の放送や誘導を行う |
| 4 SNS(ツイッター・フェイスブック)などで多言語の情報を迅速に発信する |
| 5 外国語の相談を行う |
| 6 地域の防災訓練に外国人が参加しやすいようにする |
| 7 外国人を含めて、地域の人同士の連絡・協力体制づくりを進める |
| 8 外国人同士の連絡・協力体制づくりを進める |
| 9 その他 () |
| 10 特になし |

6 多文化共生のまちづくり

問17 『多文化共生社会』という言葉があります。この言葉は、「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め、理解し、地域で共に生きていく社会」を言います。

あなたは、この言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。(〇は1つだけ)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 よく知っている | 3 聞いたことはある |
| 2 知っている | 4 全く知らない |

問18 新宿区では、日本人と外国人の交流施設「しんじゅく多文化共生プラザ」を設置して、日本語学習、資料・情報の提供、交流会や講座等を行っています。あなたは、この施設を知っていましたか。(○は1つだけ)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 知っていたし利用したこともある | 3 はじめて知った |
| 2 知っていたが利用したことはない | |

問19 「多文化共生のまちづくり」を進めるために、あなたは何かができると思いますか。(○はいくつでも)

- | |
|--|
| 1 あいさつなど声をかけ合う |
| 2 気軽に話をする |
| 3 生活習慣やルールを相談し合う |
| 4 地域の外国人との話し合いを行う |
| 5 地域の外国人との交流やイベントに参加する |
| 6 地域の外国人との避難訓練や清掃などの地域活動に参加する |
| 7 外国人が自分の国の文化・ことば・料理などを紹介する講座に参加する |
| 8 いろいろな言葉が話せるよう外国語を学ぶ |
| 9 翻訳・通訳や日本語教室などのボランティア活動 |
| 10 日本の生活に慣れていない外国人支援の活動(NGO/NPOを含む)への参加・協力 |
| 11 その他() |
| 12 特にない |

問20 「多文化共生のまちづくり」を進めるために、今後の区の対応として、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(○はいくつでも)

- | |
|-----------------------|
| 1 日本人と外国人の交流会やイベント |
| 2 日本の文化や生活情報を外国語で知らせる |
| 3 外国の文化や生活情報を紹介する |
| 4 外国語での生活相談 |
| 5 日本語教室 |
| 6 日本人と外国人が意見を交換する |
| 7 日本人と外国人による協働を増やす |
| 8 NPOやボランティアの育成と支援 |
| 9 外国人への偏見・差別をなくすための努力 |
| 10 外国人の子どもや留学生への支援 |
| 11 外国人も意見や提案をしやすくする |
| 12 その他() |
| 13 特にない |

問21 これから新宿区がどのようなまちになっていくことを期待しますか。

(〇はいくつでも)

1 観光客が多く訪れるにぎわいのあるまち
2 日本文化と外国文化が融合し、新たな魅力を発信するまち
3 日本人も外国人も共に認め合い、協力し合う暮らしやすいまち
4 その他 ()
5 特にない

新宿区をもっと住みやすいまちにするために、あなたのご意見を自由に書いてください。

ご協力、どうもありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、恐縮ですが、お早めに(8月26日(水)までに)同封の返信用封筒でご返送ください。(切手は不要です)

付11 同封チラシ

アンケート調査を実施するにあたり、「ご協力のお願い」及び「調査票」に加え、「チラシ」を同封した。(次ページ以降に掲載)

これは、アンケート調査を行なうと同時に、多くの区民に多文化共生について関心を持っていただくために同封したものである。内容としては、新宿区が日本人と外国人が共に生活する多文化共生のまちであること、そして新宿区が多文化共生の推進のために様々な事業に取り組んでいることについて説明している。

なお、外国人区民へのアンケート調査については、日本語ルビ付きのチラシとともに、対象者の国籍に合わせて、「中国語」「韓国語・朝鮮語」「フランス語」「タイ語」「ネパール語」「ミャンマー語」「ベトナム語」「英語」へ翻訳したチラシも同封した。